

令和4年第1回

多久小城医療組合議会 定例会会議録

令和4年2月2日

多久小城医療組合議会

令和4年第1回多久小城医療組合議会定例会会議録 目次

第1回定例会会期日程	1
第1回定例会付議事件及び議決結果表	2
2月2日(水)	
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
地方自治法第121条により出席した者	4
議事日程	5
開 会	6
日程第1 会期及び議事日程の決定	6
日程第2 会議録署名議員の指名	6
日程第3 議案第1号 多久小城医療組合一般職の任期付職員の採用及び 給与の特例に関する条例	6
日程第4 議案第2号 多久小城医療組合人事行政の運営等の状況の公表 に関する条例	7
日程第5 議案第3号 多久小城医療組合会計年度任用職員の給与及び 費用弁償に関する条例	8
日程第6 議案第4号 多久小城医療組合議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例	9
日程第7 議案第5号 多久小城医療組合長期継続契約に関する条例	10
日程第8 議案第6号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の増加及び同組合規約の変更について	11
日程第9 議案第7号 令和3年度多久小城医療組合一般会計補正予算 (第1号)	12
日程第10 議案第8号 令和4年度多久小城医療組合一般会計予算	13
閉会	25

令和4年第1回多久小城医療組合議会定例会 会期日程

会 期 令和4年2月2日 1日間

日程

日時	月 日	曜日	会議時刻	議事内容
第1日	2月2日	水	午後3時30分	開会 会期及び議事日程の決定 会議録署名議員の指名 提出議案上程 提案理由説明 議案に対する質疑 討論 採決 閉会

令和4年第1回定例会付議事件

○ 管理者提出議案（2月2日提出）

- 議案第1号 多久小城医療組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
 議案第2号 多久小城医療組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
 議案第3号 多久小城医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
 議案第4号 多久小城医療組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
 議案第5号 多久小城医療組合長期継続契約に関する条例
 議案第6号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について
 議案第7号 令和3年度多久小城医療組合一般会計補正予算（第1号）
 議案第8号 令和4年度多久小城医療組合一般会計予算

令和4年第1回議決結果表

議案番号	議案名	議決月日	議決結果
議案第1号	多久小城医療組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例	2月2日	原案可決
議案第2号	多久小城医療組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	2月2日	原案可決
議案第3号	多久小城医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	2月2日	原案可決
議案第4号	多久小城医療組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	2月2日	原案可決
議案第5号	多久小城医療組合長期継続契約に関する条例	2月2日	原案可決
議案第6号	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について	2月2日	原案可決
議案第7号	令和3年度多久小城医療組合一般会計補正予算（第1号）	2月2日	原案可決
議案第8号	令和4年度多久小城医療組合一般会計予算	2月2日	原案可決

令和4年2月2日（水曜日） 午後3時25分 開会

出席議員

議長	中島	正之		
副議長	野北	悟		
1番	松並	陽一	2番	香月 正則
3番	中島	正樹	5番	江島 佐知子
6番	山本	茂雄	8番	國信 好永

本会議に出席した事務局職員

事務局次長	副田	高広
事務局主査	園田	秀貴
事務局主任	峯	渉

地方自治法第121条により出席した者

管理者	横尾	俊彦
副管理者	江里口	秀次
会計管理者	川崎	好美
事務局長	村山	敏郎

令和4年第1回多久小城医療組合議会臨時会 議事日程

会 期 令和4年2月2日 (水曜日) 1日間

午後3時25分 開会

小城市役所 西館2階 大会議室

議事日程

日程番号	議案番号	議事日程
		開会
日程第1		会期及び議事日程の決定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3	議案第1号	多久小城医療組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
日程第4	議案第2号	多久小城医療組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
日程第5	議案第3号	多久小城医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
日程第6	議案第4号	多久小城医療組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
日程第7	議案第5号	多久小城医療組合長期継続契約に関する条例
日程第8	議案第6号	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更について
日程第9	議案第7号	令和3年度多久小城医療組合一般会計補正予算 (第1号)
日程第10	議案第8号	令和4年度多久小城医療組合一般会計予算
		閉会

(午後 3 時 25 分 開会)

○ (議長 中島正之君)

皆さんこんにちは。ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、令和 4 年第 1 回多久小城医療組合議会定例会を開会いたします。

<日程第 1 会期及び議事日程の決定>

○ (議長 中島正之君)

日程第 1、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日 2 月 2 日の 1 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 2 月 2 日の 1 日間と決定いたしました。

会期中の議事日程につきましては、お手元に配布しております日程表のとおりでありますので、御了承いただきたいと思います。

<日程第 2 会議録署名議員の指名>

○ (議長 中島正之君)

日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、多久小城医療組合議会会議規則第 7 3 条の規定により、議長において、議席 3 番中島正樹議員、議席 4 番野北悟議員を指名いたします。

<日程第 3 議案第 1 号>

○ (議長 中島正之君)

日程第 3、議案第 1 号「多久小城医療組合一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例」を議題といたします。

<提案理由説明>

○ (議長 中島正之君)

ただいま議題といたしました議案について、朗読を省略し、ただちに提案理由の説明を求めます。管理者お願いします。

○ (管理者 横尾俊彦君)

改めてこんにちは。ご多忙な中、令和 4 年第 1 回多久小城医療組合議会定例会にご参集いただきありがとうございます。

提案理由を説明する前に一言、ご挨拶申し上げます。

新病院の進捗状況等でございますが、現在、病院建設に伴う開発行為などの各種法的手続き、敷地の造成設計、建物の基本設計及び用地取得などの手続を進めております。

新年度の予定といたしましては、敷地の造成工事と現在進めております建物の基本設計

が終了しますと引き続き実施設計に着手する予定といたしております。

令和7年度の開院に向け、引き続き作業を続けてまいりますので、議員の各位におかれましてもご支援ご協力をお願いいたします。

それでは、これより本日提案いたしております議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第1号「多久小城医療組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的知識・経験を有する者を任期を定め採用できるよう制度を導入したいため、任期を定めた職員の採用及び給与の特例に関し、必要な事項を定めるものです。

よろしくご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

○（議長 中島正之君）

管理者の提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（議長 中島正之君）

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（議長 中島正之君）

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終わります。

これより採決を行います。議案第1号を採決します。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

○（議長 中島正之君）

全員賛成です。

よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

<日程第4 議案第2号>

○（議長 中島正之君）

日程第4、議案第2号「多久小城医療組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を議題といたします。ただいま議題といたしました議案について、朗読を省略し、ただちに提案理由の説明を求めます。管理者をお願いします。

<提案理由説明>

○（議長 中島正之君）

ただいま議題といたしました議案について、朗読を省略し、ただちに提案理由の説明を求めます。管理者をお願いします。

○（管理者 横尾俊彦君）

議案第2号 「多久小城医療組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の提案理由を申し上げます。この条例は、地方公務員法第58条の2の規定により職員の人事行政の運営状況の公表に関する事項を定めるものでございます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

○（議長 中島正之君）

管理者の提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（議長 中島正之君）

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（議長 中島正之君）

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終わります。

採決いたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

○（議長 中島正之君）

全員賛成と認めます。

よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

<日程第5 議案第3号>

○（議長 中島正之君）

日程第5、議案第3号「多久小城医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を議題といたします。

<提案理由説明>

○（議長 中島正之君）

ただいま議題といたしました議案について、朗読を省略し、ただちに提案理由の説明を求めます。管理者をお願いします。

（管理者 横尾俊彦君）

議案第3号 「多久小城医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の提案理由を申し上げます。

この条例は、今後、組合で雇用が想定されます会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものでございます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

○（議長 中島正之君）

管理者の提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入りますが、質疑はありま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○(議長 中島正之君)

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○(議長 中島正之君)

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終わります。

採決いたします。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

○(議長 中島正之君)

全員賛成と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

<日程第6 議案第4号>

○(議長 中島正之君)

日程第6、議案第4号「多久小城医療組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」を議題といたします。

<提案理由説明>

○(議長 中島正之君)

ただいま議題といたしました議案について、朗読を省略し、ただちに提案理由の説明を求めます。管理者をお願いします。

○(管理者 横尾俊彦君)

議案第4号「多久小城医療組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の提案理由を申し上げます。

議案第4号この議案は、地方自治法第96条第1項及び地方自治法施行令第121条の2の規定により、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し、基準を定めるものでございます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

○(議長 中島正之君)

管理者の提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○(議長 中島正之君)

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○（議長 中島正之君）

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終わります。
採決いたします。議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

○（議長 中島正之君）

全員賛成と認めます。
よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

<日程第7 議案第5号>

○（議長 中島正之君）

日程第7、議案第5号「多久小城医療組合長期継続契約に関する条例」を議題といたします。

<提案理由説明>

○（議長 中島正之君）

ただいま議題といたしました議案について、朗読を省略し、ただちに提案理由の説明を求めます。管理者をお願いします。

○（管理者 横尾俊彦君）

議案第5号「多久小城医療組合長期継続契約に関する条例」の提案理由を申し上げます。

この議案第5号は、毎年、定例的な役務等の提供を受ける業務に関して、事務の効率化のため複数年にわたり契約を行うことができるよう、規定を整備するものでございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

○（議長 中島正之君）

管理者の提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（議長 中島正之君）

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（議長 中島正之君）

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終わります。
採決いたします。議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

します。

○（議長 中島正之君）

全員賛成と認めます。

よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

<日程第8 議案第6号>

○（議長 中島正之君）

日程第8、議案第6号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について」を議題といたします。

<提案理由説明>

○（議長 中島正之君）

ただいま議題といたしました議案について、朗読を省略し、ただちに提案理由の説明を求めます。管理者お願いします。

○（管理者 横尾俊彦君）

次は議案第6号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について」の提案理由を申し上げます。

この議案第6号は、地方自治法第286条第1項の規定により、佐賀県市町総合事務組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

規約変更の内容は、多久小城医療組合の佐賀県市町総合事務組合に加入及び議員・非常勤職員公務災害補償事務の共同処理への参加並びに神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合の退職手当の支給に関する事務の共同処理への参加です。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

○（議長 中島正之君）

管理者の提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（議長 中島正之君）

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（議長 中島正之君）

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終わります。

採決いたします。議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

○（議長 中島正之君）

全員賛成です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

<日程第9 議案第7号>

○（議長 中島正之君）

日程第9、議案第7号「令和3年度多久小城医療組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

<提案理由説明>

○（議長 中島正之君）

ただいま議題といたしました議案について、朗読を省略し、ただちに提案理由の説明を求めます。管理者をお願いします。

○（管理者 横尾俊彦君）

議案第7号 令和3年度多久小城医療組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

この議案第7号は、既定予算総額から歳入歳出それぞれ130万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を1千495万3千円といたすものでございます。

詳細につきましては、事務局より説明します。

○（事務局長 村山敏郎君）

補正予算書の5ページをご覧ください。歳出の第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費 負担金補助及び交付金130万円の減額は、組合に派遣していた職員の異動にともない、人件費に係る両市への負担金を補正するものでございます。

組合職員の給与は所属する市で支払っており、その分を組合が後で負担金として両市に戻すようにしておりますので、減額いたすものでございます。

歳入につきましては、両市からの負担金130万円を減額するものでございます。

○（議長 中島正之君）

管理者の提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（議長 中島正之君）

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（議長 中島正之君）

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終わります。

採決いたします。

議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

○（議長 中島正之君）

全員賛成です。

よって議案7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

<日程第10 議案第8号>

○（議長 中島正之君）

日程第10、議案第8号「令和4年度多久小城医療組合一般会計予算」を議題といたします。

<提案理由説明>

○（議長 中島正之君）

ただいま議題といたしました議案について、朗読を省略し、ただちに提案理由の説明を求めます。管理者をお願いします。

○（管理者 横尾俊彦君）

議案第8号 令和4年度多久小城医療組合一般会計予算の提案理由を申し上げます。

この議案第8号は予算の総額を歳入歳出総それぞれ9億8千572万8千円と定めるものでございます。

今年度は、用地の造成及び実施設計等に着手するため、令和3年度の当初予算と比較いたしますと、9億6千947万5千円の増となっております。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

○（事務局長 村山敏郎君）

まず、歳出からご説明申し上げます。予算書の9ページをご覧ください。第1款議会費 第1項議会費 第1目議会費44万3千円は、議会開催に伴う費用弁償などでございます。

10ページ第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費4千100万6千円は、組合事務局で使用するパソコン、プリンター等のリース代及びホームページの開設費用並びに消耗品などの一般事務費367万7千円のほか派遣職員の人件費3千729万5千円などでございます。

12ページ第3款事業費 第1項事業費 第1目建築事業費9億3千792万7千円は、委託料で建物の建築基本設計及び実施設計のほか病院整備支援業務などとして2億1千960万5千円、工事請負費では病院敷地造成工事6億9千万円のほか埋蔵文化財発掘調査業務負担金2千600万円などでございます。

13ページ 第4款公債費 第1項公債費 第2目利子 598万円は、一時借入金に係る利息でございます。

これらの費用に係る財源でありますが、ページが元に戻りますが6ページをお開き下さい。第4款県支出金 第1項県補助金 第1目県補助金7千466万2千円は、

佐賀県医療機関統合支援給付金 7千216万2千円、
多久・小城地区新公立病院施設整備費等補助金 250万円でございます。

8ページ第9款組合債 第1項組合債 第1目組合債 6億5千600万円は、建築実施設計及び敷地の造成工事費に対するもので、全額、病院事業債を予定いたしております。

これらの特定財源を充てても不足いたしますので、6ページ第1款分担金及び負担金 第1項負担金 第1目負担金として両市の負担金2億5千506万4千円を計上いたしております。

なお、両市の負担でございますが、組合の運営経費については5対5、病院の建設にかかる負担は県補助金や起債などの特定財源を除いた残りを多久市9、小城市1の負担割合で算出した結果、多久市の負担金2億3千187万円、小城市2千319万4千円となっております。

以上が令和4年度当初予算の主な内容でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○（議長 中島正之君）

管理者の提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

野北議員。どうぞ。

○（議員 野北悟君）

歳出の事業費3款1目委託料及び工事請負費のところなんですけど、これを発注するのは別に反対するわけではないんですが、渡された整備スケジュールを見ますとね、完成が令和7年の3月末をめどに完成で、開院準備期間をいれますと4月以降になってしまうようなかたちになってしまいますよね。そうすると、多久市立病院は確か、消防法の関係で、令和7年の3月31日までしか、病院として利用できなかったと思うんですが、そうなった場合多久市内に医療空白ができるような計画に見えるのですが、これについてはもう少し前倒しでやっていかないと間に合わないんじゃないかと思いますが、どうなんでしょう。

○（議長 中島正之君）

村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

市立病院のスプリンクラーの関係で、利用の制限がありますが、それが現在令和7年の6月30日までになっておりますので、現在のスケジュールで完成が令和7年3月を予定しておりますので、開院には間に合うものと思っております。

○（議員 野北悟君）

はい。

○（議長 中島正之君）

はいどうぞ。

○（議員 野北悟君）

ではこのスケジュールでいってほしいギリギリ間に合いますとの話ですね。いろいろ埋蔵文化財のところでも問題なかろうと思うけど、開けてみらんとわからん部分があるんで、少し詰めたスケジュールを立てていかんと難しいんじゃないかなと。その辺の所はどう考えてあるのかなあと。

○（議長 中島正之君）

村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

はい。スケジュール等につきましてはなるべく例えば発注業務であったりとかですねそういったところの期間を短くして事業スケジュールがスムーズにいくようにしたいと思います。それと文化財につきましては今年度試掘調査をしております。その結果一部本格調査が必要な部分があると伺っておりますが、出土した内容につきましては本格調査が必要ではございますが、工事に影響するような貴重なものが現在はあまり出ていないということでございますので、造成工事に影響がないように多久市教育委員会と調整をおこなっているところでございます。

○（議員 野北悟君）

はい。よろしく願いしておきます。

○（議長 中島正之君）

他にないでしょうか。

はい。中島正樹議員

○（議員 中島正樹君）

はい。予算12ページ3款1項1目の中の委託料のなかで、病院整備支援事業2千万計上されています。この中身について答弁を求めます。

○（議長 中島正之君）

村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

病院整備支援事業につきましては、2つの病院を統合するという形で、それぞれの病院での現在運用をしております業務内容を1つにまとめる作業が必要となってきます。そういった運用計画を作る必要がありますのでその作業。それと、新しい病院をつくるためのシステム等を開発する必要がございます。例えば患者の呼び出しであったりとか、そういった所を電子カルテに連動する開発をする。そういったシステムを計画。それと医療機器の整備計画。両病院が現在保有しております医療機器をどれだけ使い残すのか。または新しく買い替えるのか。そういった整備計画を予定しております。そういった運用計画、システム計画、医療機器計画、整備計画、それをコンサルの方をお願いする予定にしております。

○（議員 中島正樹君）

はい。議長。

○（議長 中島正之君）

はい。どうぞ。

○（議員 中島正樹君）

いまおっしゃった支援業務の内訳。各業務の金額を示していただきたいのと、その下に1億5千654万5千円ということで、建築実施設計業務ということで、予算計上されてますけれども、このことについての支援業務について予算を計上されていないのか。その点についてお尋ねします。

○（議長 中島正之君）

村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

まず、実施設計業務、1億5千654万5千円についての支援業務の分でございますが、2つ上の方に開発建築支援業務348万7千円でございます。こちらにつきましては、県の技術支援機構の方にですね、建築関係、それと造成関係を支援していただくようにしておりますので、こちらのほうにお願いする予定にしております。それと病院支援業務の内訳については詳細を今持ち合わせておりませんので、後日回答させていただきたいと思います。

○（議員 中島正樹君）

はい。議長。

○（議長 中島正之君）

3番中島正樹議員。

○（議員 中島正樹君）

そしたらその建築実施設計業務に関しては支援機構等にお手伝いしていただくということではありますが、やはりこういう時代ですから。ようするに基本構想から基本計画、基本設計から実施設計に移る段階で、きちんとした提案能力の高い所を選択していると思うんですよ。プロポーザルの段階で。それであえて支援機構に支援業務をしてもらうということは如何なるものなのか。これをしてしまうぎ、実際施工管理もそのまま随契で流れていくなかで、またそこで本当に施工管理がきちっとできているのかというのを行政として判断できない部分が生じた時に、またここに支援業務が生じ、県の支援機構等に支援業務を委託すると。いうふうな二重投資になるんじゃないかと考えますが、いかがですか。

○（議長 中島正之君）

村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

建築の施工管理等につきましては支援機構とは別にですね発注をするようにしております。こちらにつきましては現在佐賀県の要綱等を参考にしながらですね、実施設計等を行う施工業者さんをお願いできるようにそういった形で今考えております。

○（議員 中島正樹君）

議長。

○（議長 中島正之君）

はいどうぞ。

○（議員 中島正樹君）

基本的なスタンスです。自分達の実設計をひいたものを自分達で管理業務をするのと、第三者的目線で管理業務をやるのと、どちらが正しいやり方だと思いますか。

○（議長 中島正之君）

村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

確かに、例えば CM 事業という第三者を入れてですね施工管理をされるという事業もございます。そういった事業もありますが、今回、県の支援機構さんにそういった支援を受けながらですねカバーしていきたいと思っております。

○（議員 中島正樹君）

はい。

○（議長 中島正之君）

中島正樹議員。

○（議員 中島正樹君）

そういう支援機構は行政が見て届かぬ所のためにやるわけですね。そういう信用信頼をおけるような有能な業者を選択すればいいんじゃないですかというのが1点。関連でいきますが、建築実施設計業務が1億5千654万5千円計上されています。これは本来持ち合わせた予算額ですね。予算額における随意契約で行うと前回聞いておりますが、これは何%に値する数値で契約を行われるお考えですか。

○（議長 中島正之君）

村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

こちらの予算額につきましては、公共単価で技術支援機構にですね見積りをしてもらっております。ですので、実際契約につきましては今後 JV 側と交渉してですね最終的な金額についてはださせていただきたいと思っております。

○（議員 中島正樹君）

はい。

○（議長 中島正之君）

中島正樹議員。

○（議員 中島正樹君）

ようするに随契というのは有効かつ効果的な契約を結ぶための随意契約であって値段を下げるのであれば、競争入札がいいかもしれませんが、色んな契約の中で、こういった感覚で金額をだされるんですかと。随意契約の積算の根拠ですね。

○（議長 中島正之君）

村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

積算の中身につきましては、先ほど説明しましたとおり公共単価でいろいろな事業

等仕様書に基づいて算定してもらっております。その中で現在の予定価格を弾きだしております。それを令和3年から4年分について債務負担行為で3年度4年度事業という形で提案をさせてもらっております。その中で今回のプロポーザルにつきましては、提案を受けてまずは基本設計等についての契約をしているところでございます。

○（議員 中島正樹君）

はい。

○（議長 中島正之君）

中島正樹議員。

○（議員 中島正樹君）

私が言っているのは行政側がある程度の数字を叩き出すでしょ。そしてその支援業務をしていただく所に正しい適正金額なのかというのを見てもらうでしょ。それが随意契約の基礎計算になるんじゃないですか。

○（議長 中島正之君）

村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

その基礎計算という公共単価の積算を支援機構にお願いをしております。

○（議員 中島正樹君）

はい。

○（議長 中島正之君）

中島正樹議員。

○（議員 中島正樹君）

管理者、副管理者も、普通行政がですよ、基礎単価に基づいて積み上げたものが適正な額なのかどうなのかを支援機構に持ち込んで、これは高すぎですよ、安すぎですよ。というのが本来あるべき姿じゃないんですか。支援機構に投げてですよ、してくださいと初めから丸投げして行政は携わる必要なかったとやなかですか。あくまでも行政マンとしての仕事の中で積み上げた物が適正な物なのかどうなのかを支援機構に投げて、支援機構に指示や指導を仰いでですよ、それが基礎単価になって随意契約の基になるのが本来あるべき姿じゃないんですかと。

○（議長 中島正之君）

管理者。

○（管理者 横尾俊彦君）

はい。補足させていただきます。今ご指摘があったように基本的に大変重要なプロジェクトでございまして、やはり適正な価格で算出をして、それを基本として工事、事業等を推進させていただきたいと思っております。そして大きな予算を伴いますので、極力節減できるものは節減していく。かといってクオリティを落としてしまうとかえって将来負担になりますので、その辺も見極めなければなりません。そういった諸々の事を含め技術支援機構、あるいは現在お願いをしている設計に係る業者、こういった所から官民両方のですね、知恵と見方と情報を集めて膝を突き合わせてやっていきたいと思

ますので、今ご指摘のあったとおり、もっと主体性をもってやっていきたいと思いを。

○（議長 中島正之君）

他にないでしょうか。

はい。江島議員

○（議員 江島佐知子君）

事業費の建築造成工事の6億9千万のこれについて中身について説明をいただきたいと思いを。

○（議長 中島正之君）

村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

建築造成工事につきましては現在予定をしております新病院の候補地が現在農地でございますので、その用地を建物を建てるための造成を行う工事でございます。現在計画しております造成工事はまずいったんあらかた造成的なものを行いまして、最終的に建物等が建った後に外構等、駐車場整備、水路等整備を行う2期工事を予定しております。今回予定しておりますのは、1期工事の分でございます。

○（議長 中島正之君）

これは図面かなにかなかと。大体。どのへんぼどがすすって。

○（議員 江島佐知子君）

どれぐらい高めてね、盛土がどのくらいになって、という部分敷地内とか。そういったものの説明をお願いします。

○（議長 中島正之君）

はい。村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

造成につきましては現在造成設計を発注しておりまして、少し動く部分もございましてまだ正確に確定しておりませんが、まず造成につきましては、盛土で約7万m³を予定しております。それに伴いまして周辺の隣地との境につきましては、擁壁等を5m～6mくらいのL型の擁壁で計画しております。建物が建つ部分につきましては、地下一階の免震構造部分には逆に盛土をしなくてですね、少し削る形になる造成の計画となっております。図面につきましては最終的に図面が固まりましたら皆様に配布したいと考えております。

○（議長 中島正之君）

いいですか。他にないでしょうか。

○（議員 松並陽一君）

はい。

○（議長 中島正之君）

はい。どうぞ。

○（議員 松並陽一君）

関連ですけれども先ほど6億9千万の分の1期工事分と言われました。予算の審議なん

で関連させたいんですけど、その後の工事の分についてはどのような計画をされているんですか。2期工事と呼んでいいのか分かりませんが。そこについてお尋ねします。

○（議長 中島正之君）

村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

2期工事につきましては、建築工事の中で行う予定にしております、建物等があらかたできあがった段階で、駐車場等の整備が必要となりますので、舗装工事とか、水路工事であったりとか街路樹の工事であったりそういったものが必要となってきますので建物と同時期に行う予定としております。

○（議長 中島正之君）

いいですか。他にないでしょうか。

○（議員 中島正樹君）

はい。

○（議長 中島正之君）

はいどうぞ。

○（議員 中島正樹君）

今の件ですけど、ようするに他のあら造成から上の部分はですよ、本体工事と一緒に発注するということですが、あら造成の部分で今7万㎡て言いよるとはどの位置でどの高さまで、盛るとですか。それくらい図面はあるでしょう。位置高がどがしこあってどがんなって、どこまでがあら造成で7万㎡入れるのか。て言うのがさ、高い所低い所で傾斜配分をつくるぎ、そこでどれくらいまでというのさ図面はあって当然のことやろ。7万㎡ということと外壁擁壁の部分考えた上での6億9千万という予算を計上されてるけんが、そのあら造成ていう今言葉で使われている部分のですよ、図面のなかない6億9千万という概算がつかないはずやけん。それはきちっと提示して下さい。組合の中で。そいがなかぎ、なんば理由に6億9千万ていう積算ができましたかって。聞かんばらんですね。

○（議長 中島正之君）

はい。村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

積算に係ります図面等にはですね準備してすぐ皆さんにですねお示ししたいと思えます。

○（議長 中島正之君）

今日。今。すぐていうぎ。

○（事務局長 村山敏郎君）

後日準備してお示ししたいと思います。

○（議員 中島正樹君）

どがんですか。

○（議長 中島正之君）

議会の時に用意しておかんばんかんもん。そいくらい。

○（議員 中島正樹君）

あら造成ていうぎですよ。7万 m^3 ていいう m^3 数まできちっとだしとるけん、今の底高からどのくらい盛り盛るですよという所まではさ、コンサルがしとるさい。予算に伴う部分やからなんも問題なかさい。

○（議長 中島正之君）

ちょっと休憩します。

（16時15分休憩）

（16時18分再開）

○（議長 中島正之君）

休憩以前に引き続き、会議を再開します。今図面が配布されました。このことについて質疑どうぞ。説明からいきますか。はいどうぞ。

○（事務局長 村山敏郎君）

図面の中央部分に建物を配置する予定にしておりまして、現況が標高で言いますと9.5mになります。建物の1階の高さが13.7mを予定しておりましてそこまで盛土をする予定としております。周辺等も盛土をしてですね地盤を上げる予定としております。擁壁の高さ等につきましては、右上の図面の高さを予定しております。

○（議員 中島正樹君）

はい。

○（議長 中島正之君）

はいどうぞ。中島正樹議員。

○（議員 中島正樹君）

底高が現況9.5mあって4千7百くらい擁壁のところは掘り戻して、埋め戻していくということですけど、今後の一番南側でのLの163.7という所では、あら造成というのは何メートルまで高めるとですか。何メートルまで高めた場合に、例えば9.50でいくぎ、7百引いた部分でいくのか、引かなくてした場合7万 m^3 てした場合底上げ出来高のどのくらいまでの高さが7万 m^3 で埋まるんですか。

○（議長 中島正之君）

はい。村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

一番下の方になります、県道と隣の下部分の計画地の中に13.1という数字が南側にありますが、これが最終の高さの予定としております。あら造成ですので、最終的には舗装等を含めたうえでその高さになると考えていますので、舗装を除いた部分での盛土ということで考えております。

○（議員 中島正樹君）

はい。

○（議長 中島正之君）

はいどうぞ。中島正樹議員。

○（議員 中島正樹君）

そいぎ、真ん中のところの下は13.1までいくというのをあら造成とするとですか。ようするに計画建物案ていうところが9.5で13.70にするわけでしょう。そこは地下1階部分のあるけんが、そこまで入れられんじやなかですか。ということはできあがりの1階フロアの13.70やけんが、そこは残したとしても手前のL型擁壁のHの4750から減ったところの13.1まであら造成で埋め込むということですか。

○（議長 中島正之君）

村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

先ほど言いましたとおり、舗装等を除いた部分の高さまで上げるという形になります。最終的の出来上がりの舗装面が13.1になると思っておりますので、例えばアスファルト舗装で20～30センチあるとしますとそれを差し引いた高さまで盛土をすると考えております。

○（議長 中島正之君）

他にないでしょうか。はい。江島議員。

○（議員 江島佐知子君）

この太線で囲んでいる部分が病院の敷地になるのでしょうか。

○（議長 中島正之君）

村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

外周囲んでいる部分が病院の敷地になります。

○（主査 園田秀貴君）

私の方からいいでしょうか。

○（議長 中島正之君）

はいどうぞ。

○（主査 園田秀貴君）

ここの外周のところにですね、太線で囲んでいるのは見た目上の病院の敷地になります。その外側に例えば右側に道路があるんですけど、ここは買収する予定の敷地の中に入っております。ところが現在農道として使っているものですから地元の方がこれを失くしたら使えなくなりますので、ここを農道として残します。そして同じように南側の方ですね。L型の5mをいれるところになりますけど、そこも農作業用道路を一部セットバックする形で予定しております。同じように県道側から入ってくる所も東西方向については一部セットバックをして隣接の方が農業をされる際に支障がないような設計を考えております。以上です。

○（議長 中島正之君）

はい。どうぞ。

○（議員 江島佐知子君）

説明会の時にですよ、あら造成で盛土と擁壁と貯水地と言われていたと思うんですけど。調整池。調整池はどこにあるんですか。

○（議長 中島正之君）

村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

調整池につきましては基本的に水は南側に流れていきますので、南側を予定しておりますが、それにつきまして現在まだ開発行為の申請段階で協議中でありましてまだここってというのは決まっておりますが南側に配置する予定としております。現在駐車場を確保するためにですね、地下埋設型にするのか、露天での調整池にするのかそこを含めて県と協議中でございます。

○（議長 中島正之君）

はい。どうぞ江島議員。

○（議員 江島佐知子君）

するとこの太線で囲んでいるところ以外が調整池となるのですか。

○（議長 中島正之君）

はい。どうぞ村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

太線で囲んでいる中に調整池はできることになります。

○（議長 中島正之君）

はい。どうぞ江島議員。

○（議員 江島佐知子君）

そうしますとですよ事務長の説明からしますとこの太線の枠はまだ確定ではないということですか。地元との調整をしているところもあるということですか。

○（議長 中島正之君）

はい。村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

太線につきましてはL字擁壁を建設するところと説明しましたが、そういった今現在の計画でですね、開発行為の許可を得るように協議をしているところでございますので、最終的にその部分がL字擁壁が建つところと今協議中でございます。

○（議長 中島正之君）

他にないでしょうか。質疑ありませんね。

○（議員 中島正樹君）

はい。

○（議長 中島正之君）

はいどうぞ。

○（議員 中島正樹君）

G Lと一階のF Lと建築基準法で45センチあけんばてことは確保できると。

ようするにベタ埋めするごといいよんさばってんがGLはですよ1メートルですよ。そいぎ建築基準法では45センチ高めてフロアレベルば45センチ盛っとかんばいかんていうのはさ、あら造成の時には保てとらんわけよね。最後の本造成で盛っていくということ。その45センチ造成というのは本造成で盛っていくということ。

○（議長 中島正之君）

はい。村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

その通りです。

○（議員 中島正樹君）

はい。

○（議長 中島正之君）

はいどうぞ。

○（議員 中島正樹君）

その辺図面なとととですよ。

○（議長 中島正之君）

はい。村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

今造成工事の設計を行っておりますが、建物の基本設計事業者さんと双方で調整をしながら設計を行っているところでございます。最終的に支障がないようにしたいと思います。

○（議員 中島正樹君）

ようするにですよ。今設計しているのは土木設計じゃなかですか。本設計は建築設計が入るやんね。そこのすり合わせはできとるとね。今は土木コンサルやなかですか。でしとるわけでしょ。そこが出した物と本体設計に入る建築設計の業者さんとの、まだ設計業者きまっとらんけん。今。建築は。随意契約というなる中でそのすり合わせはできているんですか。

○（議長 中島正之君）

はい。村山事務局長。

○（事務局長 村山敏郎君）

基本設計の段階では今申しましたとおり、造成設計業者さんと基本設計の設計事業者さんと協議をしながら進めていますのですり合わせをしております。それと実施設計をする事業者につきましてもその辺りを引き継いでいただいて支障がないようにいたす予定にしております。

○（議長 中島正之君）

はい。他に質疑ありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これもちまして質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（議長 中島正之君）

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終わります。
採決いたします。

議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

○（議長 中島正之君）

全員賛成と認めます。

よって議案第8号は、原案のとおり可決されました

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本議会におきまして、議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、会議規則第39条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（議長 中島正之君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして会議を閉じたいと思います。

令和4年第1回多久小城医療組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

（閉会 16：20）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

令和 4 年 2 月 2 日

多久小城医療組合

議 長 中島正之

署名議員 中島正樹

署名議員 野比悟